

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局介護保険課

介護保険最新情報

今回の内容

介護従事者処遇改善臨時特例基金（仮称）条例準則（素案）

及び介護保険条例参考例の変更点（素案）について

〔この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられるもの
を用意したものであり、今後、変更がありうる。〕

計6枚（本紙を除く）

Vol.55

平成20年12月18日

厚生労働省老健局介護保険課

〔貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。〕

連絡先 TEL：03-5253-1111（企画法令係・内線2260）
FAX：03-3503-2167

介護従事者処遇改善臨時特例基金（仮称）条例準則（素案）
及び介護保険条例参考例の変更点（素案）について

平成20年12月18日

平成20年12月3日付介護保険最新情報V o 1 . 5 2でお知らせしましたとおり、現段階の案として各市町村等においては介護従事者処遇改善臨時特例交付金（仮称）を平成20年度において受け入れ、当該交付金を適正に管理運営するために基金を設置するものとし、これに伴う基金設置条例を制定する必要があるとしているところで

す。
また、当該交付金により介護保険料の上昇抑制措置を講じた場合、各市町村等においては介護保険条例の改正が必要となります。

つきましては、現段階における検討内容を踏まえ当該基金に係る条例準則素案及び介護保険条例参考例の変更点素案を作成しましたので、各市町村等におかれては、今後の準備の参考にしてください。当該素案につきましては、12月25日に予定している介護従事者処遇改善臨時特例交付金（仮称）に係る担当者会議においてご説明させていただきます。

なお、当該交付金については正式に決定されたものではないため、今回お送りした資料についても今後の状況により変更がありうることを、念のため申し添えます。

厚生労働省老健局
介護保険課企画法令係
Tel 03-5253-1111（内線）2260

(参考)

〇〇市(町村)介護従事者処遇改善臨時特例基金(仮称)条例準則(素案)

(設置の目的)

第一条 介護従事者の処遇改善を図るといふ平成二十一年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、〇〇市(町村)介護従事者処遇改善臨時特例基金(仮称)(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第二条 基金として積み立てる額は、〇〇市(町村)が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金(仮称)の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 市(町村)長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

一 〇〇市(町村)が行う介護保険に係る第一号被保険者の介護保険料について、平成二十一年四月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合

二 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市(町村)長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日に限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

介護保険条例参考例の変更点(素案)について

1. 標準6段階の場合

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第五章 保険料 (保険料率)</p> <p>第十五条 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>2 (略)</p>	<p><本則はそのまま、以下の附則を追加></p> <p style="text-align: center;">附 則(平成二十一年〇月〇日改正関係) (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>第二条 平成二十一年度における保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>2 平成二十二年度における保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円</p>

2. 標準6段階の場合(従前の第4段階の中に新たな段階を設ける場合)

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第五章 保険料 (保険料率)</p> <p>第十五条 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>2 (略)</p>	<p><本則はそのまま、以下の附則を追加></p> <p style="text-align: center;">附 則(平成二十一年〇月〇日改正関係) (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。 (平成二十一年度から平成二十三年度までにおける保険料率の特例)</p> <p>第二条 令附則第九条第一項及び第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)に規定する第一号被保険者の平成二十一年度から平成二十三年度までの保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、何円とする。</p> <p>第三条 平成二十一年度における保険料率は、第十五条第一項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>七 令附則第九条第一項及び第二項に規定する者 何円</p> <p>2 平成二十二年度における保険料率は、第十五条第一項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>七 附則第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項に規定する者 何円</p>

3. 多段階設定の場合

改正前	改正後
<p>第五章 保険料 (保険料率)</p> <p>第十五条 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第三十九条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 次のいずれかに該当する者 何円</p> <p>イ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が何万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第七号ロに該当する者を除く。)</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 何円</p> <p>イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号ロに該当する者を除く。)</p> <p>七 次のいずれかに該当する者 何円</p> <p>イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</p> <p>八</p> <p>九 前各号のいずれにも該当しない者 何円</p> <p>2 (略)</p>	<p><本則はそのまま、以下の附則を追加> 附 則(平成二十一年〇月〇日改正関係) (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>第二条 平成二十一年度における保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第十五条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 第十五条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 第十五条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 第十五条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 第十五条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 第十五条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>七 第十五条第一項第七号に掲げる者 何円</p> <p>八 第十五条第一項第八号に掲げる者 何円</p> <p>九 第十五条第一項第九号に掲げる者 何円</p> <p>2 平成二十二年度における保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第十五条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 第十五条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 第十五条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 第十五条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 第十五条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 第十五条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>七 第十五条第一項第七号に掲げる者 何円</p> <p>八 第十五条第一項第八号に掲げる者 何円</p> <p>九 第十五条第一項第九号に掲げる者 何円</p>

4. 多段階設定の場合(従前の第4段階の中に新たな段階を設ける場合)

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第五章 保険料 (保険料率)</p> <p>第十五条 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第三十九条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 次のいずれかに該当する者 何円</p> <p>イ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が何万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第七号ロに該当する者を除く。)</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 何円</p> <p>イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号ロに該当する者を除く。)</p> <p>七 次のいずれかに該当する者 何円</p> <p>イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</p> <p>八</p> <p>九 前各号のいずれにも該当しない者 何円</p> <p>2 (略)</p>	<p><本則はそのまま、以下の附則を追加></p> <p style="text-align: center;">附 則(平成二十一年〇月〇日改正関係) (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。 (平成二十一年度から平成二十三年度までにおける保険料率の特例)</p> <p>第二条 令附則第十一条第一項及び第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)に規定する第一号被保険者の平成二十一年度から平成二十三年度までの保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、何円とする。</p> <p>第三条 平成二十一年度における保険料率は、第十五条第一項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第十五条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 第十五条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 第十五条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 第十五条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 第十五条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 第十五条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>七 第十五条第一項第七号に掲げる者 何円</p> <p>八 第十五条第一項第八号に掲げる者 何円</p> <p>九 第十五条第一項第九号に掲げる者 何円</p> <p>十 令附則第十一条第一項及び第二項に規定する者 何円</p> <p>2 平成二十二年度における保険料率は、第十五条第一項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第十五条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 第十五条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 第十五条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 第十五条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 第十五条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 第十五条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>七 第十五条第一項第七号に掲げる者 何円</p> <p>八 第十五条第一項第八号に掲げる者 何円</p> <p>九 第十五条第一項第九号に掲げる者 何円</p> <p>十 附則第十一条第三項において準用する同条第一項及び第二項に規定する者 何円</p>